

T&M通信

～税務と経営～

2024年5月号

今月の経営チェックポイント✓

■市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知があります。

※令和6年度の住民税の給与からの特別徴収は、7月分からの徴収になります。(例年は6月分からの徴収ですが、令和6年度は定額減税が行われることにより、6月分は徴収されません。)

■今月の祝日は、3日憲法記念日、4日みどりの日、5日こどもの日、6日振替休日です。

■5月、6月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。



納税期限スケジュール

■確定申告税額の延納届による延納税額の納付期限
5月31日(金)

■自動車税・軽自動車税の納付期限
5月31日(金) (京都市の場合)

お知らせ

■6月1日から給与への定額減税の適用がスタートします。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

当事務所に給与計算をご依頼いただいているお客様につきましては、給与計算の際に定額減税の計算もさせていただきます。当事務所に給与計算をご依頼いただいていない場合は、ご相談ください。

T&M田中会計ホームページ4月更新記事案内

ホームページ『お役立ち情報』の4月の更新は以下の通りです。

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2024年4月 Vol.76

【交際費】4月より飲食費の金額基準が5,000円→1万円に増額へ！

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2024年4月 Vol.77

【賃上げ促進税制】中小企業は5年間の繰越控除が可能に！！

■経営サポートナビ2024年5月号

①中小企業向けの公的制度をご紹介

②2024年問題とは？概要と中小企業が取べき対策について解説

③起業して10年後の生存率は6%？会社の寿命を延ばす秘訣とは

④いよいよ近づく事業承継の2025年問題

⑤赤字でも要チェック！新しい賃上げ促進税制

⑥業務改善助成金

T&M田中会計ホームページ (<https://tam-jp.com/>)

T&M田中会計ホームページ「お役立ち情報ページ」(<https://tam-jp.com/msnavi/>)